

## 総合地球環境学研究所ハラスメント防止委員会規則

令和 3年 5月 11日 制定  
規則第 36号  
令和 4年 4月 1日 最終改正

### (設置)

第 1 条 総合地球環境学研究所に、総合地球環境学研究所ハラスメントの防止等に関する規則（平成 18 年 7 月 25 日 制定）第 4 条に基づき、総合地球環境学研究所ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任務)

第 2 条 委員会は、人間文化研究機構ハラスメント防止等に関する規程（平成 21 年 7 月 7 日 規程第 121 号）第 5 条に定めるもののほか、ハラスメントによる人権侵害の防止等の措置に関することについて審議する。

### (組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 副所長
- 二 総務課長
- 三 その他所長が指名する者

### (任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

### (委員会の運営)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

### (雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、施行の日から令和5年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。